

決済用普通預金

平成30年4月2日現在

1. 商品名	・決済用普通預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入できます ・ <u>1円以上</u> ・ <u>1円単位</u>
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息	・利息はつきません。
7. 税金	・利息がつかないので税金はかかりません。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
9. 付加できる 特約事項	・個人のもものは「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約時の 取扱	_____
11. 金利情報の 入手方法	_____
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0120-31-3534)にお申し出ください。また、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出いただくことも可能です。</p> <p>・上記により問題を解決できない場合(紛争)は、①東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、②第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、③第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、④新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)、⑤長野県弁護士会(電話：026-232-2104)の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
13. その他参考と なる事項	<p>・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。</p> <p>・預金保険制度により全額保護されます。</p>